

岩手県保健医療計画（在宅医療の体制）の見直しについて

1 保健医療計画（以下、「医療計画」という。）の性格

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画であること。

※ 医療計画全体は、岩手県医療審議会医療計画部会で審議するが、「在宅医療の提供体制」においては、在宅医療推進協議会にて審議するもの。

2 医療計画の期間

平成30～35年度（2018-2023年）の6か年計画

ただし、「在宅医療の体制」については、介護保険事業（支援）計画と整合性を取りながら進めていく必要があることから、3年後の平成32年に中間見直しを行うもの。

3 医療計画策定に係るこれまでの経緯（及び今後の予定）

	在宅医療推進協議会	医療審議会(医療計画部会)等
4月26日		第1回 医療審議会 ・医療計画見直しについて諮問
8月2日		第2回 医療計画部会 ・医療計画の見直しの方向性
8月7日	第1回 在宅医療推進協議会 ・医療計画の見直しの方向性	
11月7日		第3回 医療計画部会 ・医療計画(素案)審議
12月1日～12月22日	医療計画中間案について 書面協議(意見照会)	
12月13日		第4回 医療計画部会 ・医療計画(中間案)審議
12月21日～1月22日		医療計画(中間案)に係る パブリック・コメント、法定意見聴取
2月9日	第2回 在宅医療推進協議会 ・医療計画(中間案)に関する意見 ・医療計画(最終案)について	
2月27日(予定)		第6回 医療計画部会 ・医療計画(最終案)審議
3月22日(予定)		第2回 医療審議会 ・医療計画の答申
3月下旬		医療計画策定
3月下旬(予定)	第3回 在宅医療推進協議会 ・医療計画の報告 (・平成30年度の取組みについて)	

4 医療計画中間案に対する意見（在宅医療の提供体制に限る）について

計23件の意見が寄せられた。意見聴取の方法による件数及び反映状況は下記のとおり。

意見聴取の方法	件数	反映区分	件数	割合
在宅医療推進協会委員	18	A(全部反映)意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの	7	30.4%
パブリック・コメント	0	B(一部反映)意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの	2	8.7%
法定意見聴取	5	C(趣旨同一)意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの	2	8.7%
合計	23	D(参考)計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	10	43.4%
		E(対応困難)A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの	0	0.0%
		F(その他)その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)	2	8.7%

5 意見に対する県の考え方及び医療計画（在宅医療の提供体制）最終案への反映について

資料2-1のとおり、個別の意見に対する考え方を整理したところであり、これを踏まえて資料2-2、2-3のとおり修正を行い、最終案を作成することとしたい。

資料2-1：医療計画中間案個別意見

資料2-2：医療計画（最終案）

資料2-3：中間案と最終案の変更箇所について（意見の反映箇所等）

6 医療計画（最終案）のポイント

現行保健医療計画からの主な見直し事項は下記のとおり。※下線部は意見を反映した事項である。

区分	ポイント
現状	<ul style="list-style-type: none">現状を「病院・診療所」「歯科診療所」「薬局」「訪問看護ステーション」等の各機能別に整理し、記載を充実。
課題	<ul style="list-style-type: none">岩手県地域医療構想で推計している在宅医療等の追加的需要等への対応を考慮して在宅医療の体制整備を進める必要がある旨を記載。医療、介護資源の地域差等により、市町村の在宅医療・介護連携推進事業の取り組み状況に差があることから、広域での体制構築支援等の支援を行う必要がある旨を記載。「24時間体制への対応の負担」等の課題を踏まえ、在宅医療を行う医師の負担を軽減していく必要がある旨を記載。がん、認知症、小児等の様々な患者のニーズに対応した適切な在宅療養を提供できる体制の整備が必要である旨を記載。<u>在宅医療に関わる人材として、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー、介護職員を例示しているが、記載に歯科衛生士、(管理)栄養士を追加。</u><u>急変時の対応等における「救急搬送を担う消防署」との連携体制の構築の必要性について記載。</u>
施策	<ul style="list-style-type: none">岩手県医師会と連携し在宅医療を行う医師の負担を軽減するための体制づくりに取り組む旨を記載。訪問看護ステーションの大規模化、機能強化を図るため、訪問看護師の確保対策等に取り組む旨を記載。誤嚥性肺炎の予防やフレイル対策等の観点から歯科専門職による口腔ケアの実施、指導等を促進する旨を記載。在宅患者の効果的な薬物指導のため、薬剤師の在宅医療に関する知識習得や他職種連携に関する研修等の実施を支援する旨を記載。
指標	<ul style="list-style-type: none">「訪問診療を受ける患者数」、「<u>歯科訪問診療を受けた患者数</u>」が地域医療構想の伸び率を基準に増加することを想定し目標値として設定。上記に関連し、受け皿整備の観点から、「人口10万人当たりの在宅医療サービスを提供する病院・診療所、歯科診療所、薬局数」を増やすことを目標値として設定。「24時間対応可能な訪問看護ステーションの未設置圏域を解消する」ことを目標値として設定。訪問看護ステーションあたりの看護師数を増加させることを目標値として設定。

